# 平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

26 府 省 庁 名 経済産業省 No 対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( ) 要望 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充及び延長 項目名 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 要望内容 <中小企業者等の試験研究費に係る特例措置(地方税(法人住民税))> 中小企業者等が試験研究を行う場合、道府県民税、市町村民税(法人税割)の課税標準額を試験研究費に係 (概要) る税額控除後の法人税額とする。 <試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税(法人税))> その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合 の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。 特例措置の要望内容 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革 新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にするという目標を着実に実現 するため、企業に研究開発を増加させるインセンティブを着実に与えるべく、総額型の控除上限引上げ等を 行う。 ①総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ②総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ③試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長 (3 年間延長 (33 年度 末まで)) ④中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組 みを延長(3年間(33年度末まで)) ⑤減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33 年度末 まで)) ⑥組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新 的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーシ ョンに対する支援の拡充等を行う。 ⑦オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及) びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ⑧ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合 の控除上限の引上げ 上記特例措置の拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。(租 税特別措置法第42条の4において措置された場合、国税との自動連動を図る。) 関係条文 地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条 減収 **▲**744 (**▲**3, 435) 「初年度」 「平年度」 **▲**744 (**▲**3, 435) 見込額 [改正増減収額] (単位:百万円) ページ 26 - 1

#### 要望理由

#### (1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額(平成28年度:18.4兆円)の約7割(同:13.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出につながる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

#### (2) 施策の必要性

我が国経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業者等が経済・社会ニーズに即応 した技術革新を図っていくことは我が国経済の発展に不可欠であるが、中小企業者等は、新規事業のための 優れたアイディアを持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それを充分活かせていないのが現状 である。

資金不足を補うことでこのような中小企業者等の自主的かつ多様な研究開発を促進し、技術力を高め、新 規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的な経済成長を実現していく必要がある。

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって 中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国 の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら、長年、我が国の対 GDP 研究開発投資比率は主要国中第 1 位であったが、平成 21 年度に韓国に抜かれて以来その差はますます拡大している。また、平成 22 年度には民間の研究開発投資額で中国に抜かれ、主要国中第 3 位となっている。さらに、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から 生まれるものであることから、景気変動等に左右されやすく、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える(スピルオーバー効果)いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

諸外国においては、法人税率を引き下げつつ、研究開発税制を維持・拡大する動きが目立つ。例えば、英国では法人税率を引き下げつつ、研究開発税制の控除率引上げを行っている。米国及び仏国においても、法人税率を引き下げつつ、研究開発税制を維持している。

このような状況の中、経済財政運営と改革の基本方針 2018 (骨太の方針) (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) や科学技術基本計画 (平成 28 年 1 月 22 日閣議決定) において掲げられた 2020 年までに官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とするという高い目標を達成するため、民間企業の中長期的な視点を踏まえた研究開発投資の大幅な増加を促す必要がある。具体的には、「未来投資戦略 2017 — Society 5.0 の実現に向けた改革—」 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) にあるように「民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを目指す」こととされており、そのためには研究開発税制の拡充が必要である。

さらに、第四次産業革命の到来等に伴い、これまでの市場構造やビジネスモデルを根底から覆すような変化が生じると言われているにも関わらず、我が国では、そのような破壊的なイノベーションの担い手として期待されるベンチャー企業が育っておらず、既存の事業会社とベンチャー企業の連携も希薄である。

一般に、研究開発を行うベンチャー企業は、設立当初は赤字が続くため研究開発税制による優遇を受けづらい。他方、諸外国では、研究開発を行うベンチャー企業に対して、法人税以外の外形的課税部分に対する 優遇措置を講じたり、研究開発税制における控除額の繰越や還付を可能とする措置を講じたりしている。

このため、革新的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業の研究 開発に対する支援や、ベンチャー企業とのオープンイノベーションに対する支援の拡充等を行う必要がある。

このためには、本制度を真にイノベーションの創出に資する制度とすべく、研究開発税制を拡充・延長す

具体的には ①総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ②総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現 ③試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長 (3 年間延長 (33 年度 末まで)) ④中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組 みを延長(3年間(33年度末まで)) ⑤減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3年間(33年度末 まで)) ⑥組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 また、破壊的イノベーションによって業界構造が今後更に大きく変わっていくことが見込まれる中、革新 的なイノベーションが次々と生まれるエコシステムを形成すべく、ベンチャー企業とのオープンイノベーシ ョンに対する支援の拡充等を行う。 ⑦オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業との共同研究及 びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等) ⑧ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控 除上限の引き上げ を要望するものである。

ページ

26 - 3

ることが必要かつ効果的である。

本要望に 対応する 縮減案

#### 経済成長

技術革新

- 第5期科学技術基本計画(平成28年~32年度)[平成28年1月22日閣議決定]
- 第7章 科学技術イノベーションの推進の強化
- (5) 未来に向けた研究開発投資の確保

第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から~ (中略) ~政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資 を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)

- 〇 未来投資戦略 2017 [平成 29 年 6 月 9 日閣議決定]
- 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム
- (2) 新たに講ずべき具体的施策

~略~研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする~略~

ii) 我が国が強い分野への重点投資

~略~ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。

# 政策体系におけ る政策目的の位 置付け

- 未来投資戦略 2018 [平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]
- 3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援
  - 3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築
    - 2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。
  - 3-2. ベンチャー支援強化
    - ・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。
- 統合イノベーション戦略 2018 [平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]
- 第4章 知の社会実装
- (2) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進
- 〇目標

<研究開発投資の促進>

~略~官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成

- 経済財政運営と改革の基本方針 2018 (骨太の方針) [平成 30 年 6 月 15 日閣議決定] 第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組
- 5. 重要課題への取組
- (2) 投資とイノベーションの促進
- ① 科学技術・イノベーションの推進

~略~民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したことを踏まえ、~(中略)~官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。

### 政策の 達成目標

民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする

ページ

### ○ 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ

- 〇 総額型の控除率を見直し、最大 15%の控除率を実現
- オープンイノベーション型の支援対象の拡大・一部控除率引上げ(ベンチャー・中小企業 との共同研究及びベンチャー・中小企業が行う共同・委託研究等)
- 〇 ベンチャー企業が総額型、中小企業技術基盤強化税制及びオープンイノベーション型を利用する場合の控除上限の引上げ

# 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間

- 組織再編があった場合の比較試験研究費の算出方法等に関する運用改善 (以上、恒久措置)
- 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(3 年間延長(33 年度末まで))
- 〇 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せ する仕組みを延長(3年間(33年度末まで))
- 減益にも関わらず試験研究費を増加させた場合に控除上限を上乗せする仕組みの創設(3 年間(33年度末まで))

## 同上の期間中 の達成目標

民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする

〇我が国の対 GDP 民間企業研究開発投資比率は、研究開発投資総額で対 GDP 比 3.42%、民間企業研究開発投資では対 GDP 比 2.47%となっている。

#### 対 GDP 民間企業研究開発投資比率

(単位:兆円)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
名目 GDP	494. 0	494. 5	507. 2	518. 5	533. 9	539. 3
研究開発投資総額	17. 4	17. 3	18. 1	19. 0	18. 9	18. 4
対 GDP 比率	3. 52%	3. 50%	3. 57%	3. 66%	3. 55%	3. 42%
民間企業研究開発投						
資	12. 3	12. 2	12. 7	13. 6	13. 7	13. 3
対 GDP 比率	2. 48%	2. 46%	2. 50%	2. 62%	2. 56%	2. 47%

(出典:総務省「科学技術研究調査」、内閣府「国民経済計算」)

## 政策目標の 達成状況

〇我が国の民間企業研究開発に占める外部支出研究費割合は、増加傾向となっている。ただし、 平成28年度は0.4%減少している。

#### 民間企業研究開発に占める外部支出研究費の割合

	H23FY	H24FY	H25FY	H26FY	H27FY	H28FY
外部支出研 究費 (億円)	20, 086	19, 246	20, 887	24, 169	24, 315	22, 993
民間企業研 究開発に占 める外部支 出研究費の 割合	16. 3%	15. 8%	16. 4%	17. 8%	17. 7%	17. 3%

(出典:総務省「科学技術研究調査」)

ページ

	要望の措置の適用見込み	・総額型 ・中小企業技術	変適用件数見込み 可基盤強化税制 パベーション型	3, 714 件/事 6, 004 件/事 468 件/事	業年度			
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	経済波及効果の試算 (総額型、オープンイノベーション型、高水準型) ・平成31 年度減収見込額6,694 億円 → 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・平成31 年度の減税(6,694 億円)が、平成31 年度~平成40 年度までの10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果:2 兆2,802 億円、②雇用創出効果:約27.9 万人、③税収効果:約4,326 億円 (中小企業技術基盤強化税制) ・平成31 年度減収見込額439 億円 → 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・平成31 年度の減税(439 億円)が、平成31 年度~平成40 年度までの10 年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果:1,496 億円、②雇用創出効果:約1.8 万人、③税収効果:約284 億円						
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	なし						
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定						
		予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行						
相		われている中、我が国は予算措置及び税制措置ともに主要国に比べて低水準な状況にある。						
当	上記の予算上	 	と資に対する政府	支援の対民間研究	2000年	015)		
性	の措置等と		研究開発税制	補助金等	合 計			
	要望項目との   関係	日本	4. 66%	1. 17%	5. 83%			
		米国	3. 56%	9. 17%	12. 73%			
		英国	11. 76%	9. 04%	20. 80%			
		仏国	19. 35%	7. 60%	26. 95%			
		韓国	5. 51%	5. 20%	10. 71%			
		中国	3. 78%	4. 41%	8. 19%			
		6 ヵ国平均	4. 84%	6. 10%	10. 94%			
	(出典: OECD Main Science and Technology Indicators)							
	要望の措置の 妥当性	革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。						
				~	ジ	26 - 6		

研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の 増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。しかしながら、控除限度額が控除上 限を超える企業については、さらに研究開発費を増加させるインセンティブが利きづらく、む しろ、研究開発費を増加させるほど研究開発費に対する税額控除額の割合が下がってしまう。 このような企業は、リスクをとって利益を「すぐには稼げない」研究開発投資に振り向けてい る企業であり、中立・公平な支援の観点から、控除上限の引上げが妥当であると考えられる。

なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も 多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・ 拡充する傾向にある。

また、我が国では諸外国に比べて企業部門における研究開発効率が低いとの報告もある(平成27年度年次経済財政報告)。 新たな雇用やイノベーションはベンチャー企業から生まれるとの指摘もある(ベンチャー有識者会議とりまとめ)が、我が国ではそのようなベンチャー企業の育成が進んでいない。

ベンチャー企業は通常、設立当初は赤字であることが多い。他方、我が国の研究開発税制は 繰越控除が認められておらず、控除上限についても諸外国に比べて低く設定されていることから、利益を更なる成長のための研究開発に投資するベンチャー企業に対する税制上の支援が行き渡りづらい。また、ベンチャー企業にとっては、量産化研究や実証研究を自社のみの技術・リソースでは完了することが困難であることが多いと言われている(いわゆる「死の谷」)。

そこで、そのようなベンチャー企業と連携し、ベンチャー側に足りない技術を補完する事業会社を支援することや、ベンチャー企業が最初の成功の利益を元手に、より大きなビジョンに向けた更なる研究開発を進めることを支援することは、業種・分野・企業形態を問わず支援する観点から妥当であると考えられる。

なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について、繰越控除、超過分の即時還付、 法人税以外の税制についての優遇措置等、ベンチャー企業でも利用可能な仕組みを導入してい る場合が多い。

#### ①減収額実績(うち、資本金1億円以下の法人分)

#### <総額型>

平成 26 年度 5,281 億円 (51 億円)

平成 27 年度 4,848 億円 (54 億円)

平成 28 年度 4,939 億円 (48 億円)

#### <中小企業技術基盤強化税制>

平成 26 年度 274 億円 (273 億円)

平成 27 年度 267 億円 (266 億円)

平成 28 年度 260 億円 (257 億円)

## <高水準型>

税負担軽減措置等の

適用実績

平成 26 年度 55 億円 (1.0 億円)

平成 27 年度 60 億円 (1.0 億円)

平成 28 年度 45 億円 (0.8 億円)

#### <オープンイノベーション型>

平成 26 年度 3 億円 (0.1 億円)

平成 27 年度 39 億円 (0.7 億円)

平成28年度 42億円(1.6億円)

ページ

# ② 適用事業者数(うち、資本金1億円以下の法人分) <総額型> 平成 26 年度 3,707 法人 (853 法人) 平成 27 年度 3,581 法人 (803 法人) 平成 28 年度 3.568 法人 (781 法人) <中小企業技術基盤強化税制> 平成 26 年度 5,380 法人 (5,368 法人) 平成 27 年度 5,422 法人 (5,408 法人) 平成 28 年度 5,320 法人 (5,302 法人) <高水準型> 平成 26 年度 130 法人 (80 法人) 平成 27 年度 142 法人 (89 法人) 平成 28 年度 150 法人 (102 法人) <オープンイノベーション型> 平成 26 年度 161 法人 (39 法人) 平成 27 年度 250 法人 (70 法人) 平成 28 年度 397 法人 (189 法人) (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※前回要望時(平成29年度税制改正要望時)における平成27年度、平成28年度の総額型、中 小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。 「地方税における 税負担軽減措置等 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(平成28年度) の適用状況等に関 · 都道府県民税 851,977 千円 する報告書」に 市町村民税2,582,556 千円 おける適用実績 ○企業の研究開発費の推移(うち、資本金1億円未満の企業分) 平成22年度 120,100億円 (3,740億円) 平成23年度 122,718億円 (2,914億円) 平成24年度 121,705 憶円 (3,409 憶円) 税負担軽減措置等の適 平成25年度 126,920 憶円 (3,491 憶円) 用による効果(手段と しての有効性) 平成26年度 135,864 憶円 (5,141 億円) 平成27年度 136,857 憶円 (4,404 憶円) 平成28年度 133,183 憶円 (4,357 億円) (出典:総務省「科学技術研究調査」) 前回要望時の 民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。 達成目標 前回要望時からの 平成28年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.47%となっている(総務省「科学技術研 達成度及び目標に 究調査」) 達していない場合の理 由

ページ

昭和60年度拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設) 特別試験研究費税額控除制度の拡充 平成 6年度 拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設) 平成 7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加) 平成 9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費 を税額控除の対象に追加) 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3 平成11年度拡充 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究 費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越 これまでの要望経緯 える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する) 制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研 究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当 期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特 例の廃止。 平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特 定独立行政法人との共同試験研究を加える。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担 金の廃止。 平成 15 年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設。 平成 18 年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。 縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。 平成20年度創設 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度(増加型)の創設。 売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度(高水準型)の創 平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独 立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試 験研究に係る費用を加える。 (経済対策)試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成21、 拡充 22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引 き上げるとともに、②平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額につ いて、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。 ページ 26 -9

増加した試験研究費の25%税額控除

12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……25%税額控除

15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……25%税額控除

増加した試験研究費の20%税額控除

昭和42年度 創設

昭和43年度拡充

昭和49年度縮減

昭和51年度縮減

平成22年度延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(23年度末まで)。

平成23年度縮減 試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期 の法人税額の20%から30%に引き上げる措置について適用期限延長せ

ず。

延長 (平成23年6月再つなぎ法)

平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置を延長。

平成24年度延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(25年度末まで)。

平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当

期の法人税額の20%から30%に引き上げる。

平成26年度拡充 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型を、

試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み(最大

30%まで) に改組。

平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度をあわせ、控除上限を 30% (総額

型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%) にするとともに、両制度を恒

久措置に改組。

特別試験研究費税額控除制度について、①控除率を12%から20%又は30%

へ引き上げるとともに、②対象費用(中小企業者等からの知財権の使用料)

を拡大。

縮減 繰越控除制度の廃止。

平成29年度拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変

動する仕組みを導入(控除率の一部は30年度末まで)。

売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上

乗せできる仕組みを導入(30年度末まで)。

中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び

控除上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。

試験研究費の定義を見直し、第4次産業革命型のサービスの開発を支援

対象に追加。

特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。

延長 高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。

ページ